

## 「ふくしまの棚田」地域にぎわい創出事業実施要領の運用

「ふくしまの棚田」地域にぎわい創出事業の実施に当たっては、「ふくしまの棚田」地域にぎわい創出事業実施要領（以下「実施要領」という。）、福島県農村地域活性化事業補助金等交付要綱（以下「県交付要綱」という。）及び事業実施に関する関連法規等の定めによるほか、この運用により適正に処理するものとする。

### 1 事業実施主体等

- (1) 実施要領第3に規定する事業実施主体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
  - ア 棚田を活用した地域活動の取組を複数年に渡り実施できる組織体制が整備されていること。
  - イ 市町村以外が事業実施主体となる場合は、以下のすべてを満たすこと。
    - (ア) 会計関係の帳簿類を整理していること。
    - (イ) 規約・定款が備わっていること。
    - (ウ) 宗教団体や政治活動を行うことを目的とする団体でないこと。
    - (エ) 暴力団等反社会的勢力でないこと。
    - (オ) 県税の滞納がないこと。
- (2) 実施要領第3に規定する事業実施主体のうち、指定棚田地域振興協議会とは、棚田地域振興法第8条第1項の規定に基づき組織された協議会をいう。

また、農業者等の組織する団体・法人とは、農業者を1名以上含む団体・法人で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものとする。
- (3) 事業実施主体は、事業を複数年度実施する場合には、過年度の活動から発展させた取組内容とする。

### 2 事業実施計画の審査

- (1) 実施要領第6の2で定める事業実施計画について、農林事務所長（以下「所長」という。）は、事業選定基準（別紙1）により事業実施計画ごとに審査を行い、審査結果表（添付様式1）を作成の上、実施要領第6の2（2）と併せて、農林水産部長に提出するものとする。
- (2) 知事は、各農林事務所が作成した審査結果表を勘案し、事業費の配分を決定するものとする。

### 3 補助対象経費等

- (1) 実施要領の別表に規定する事業内容の対象経費は、以下のとおりとする。
  - ア 報償費（講師謝礼等）
  - イ 旅費
  - ウ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、イベント等の食糧費）
  - エ 役務費（通信運搬費）
  - オ 委託料（デザイン制作・パッケージ試作、HP制作、勾配測定等の委託料）
  - カ 使用料及び賃借料（会場、駐車場、物品、機材等）
  - キ その他（イベント等の保険料、諸手数料等）

### 4 勾配測定の方法

実施要領第4に規定する事業対象地域のうち、勾配1/20以上の田の面積については、別紙2「勾配の測定について」（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 別記2）に基づき測定

した面積を用いるものとする。なお、既存の測定データがなく新たに勾配測定する場合には、国土交通省が公開している国土地理院地図（電子地図、縮尺1／2,500以上）を用いて測定することも可能とする。

## **5 関係法令に基づく許認可**

事業実施に当たり、関係法令に基づく届出、許可を必要とするときは、事業実施主体は、法規の定めるところにより当該許認可等を得るものとする。

## **6 事業の検査事務について**

所長は、事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助金等に係る検査事務取扱要領に基づいて行うものとする。

### 附 則

この運用は令和8年4月1日より施行する。

(別紙1)

## 事業選定基準

### 1 必須要件

事業実施主体及び事業実施計画の内容等が、実施要領第6に規定する要件を満たすこと。

### 2 事業実施計画のポイント付け、順位付け

以下の基準により事業実施計画ごとにポイント付けを行い、合計ポイントの高い順に順位付けし、審査結果表(添付様式1)に整理する。

取組のモデル性(最大23ポイント)(いずれも加點制)	
<b>1 棚田地域振興法上の区分</b>	
指定棚田地域に指定されている(※) (※事業実施計画提出時点で、指定申請提案書を県へ提出済みの地域も含む)	2ポイント
<b>2 事業実施計画の内容(※事業計画の活動内容に応じて、ポイントを加點)</b>	(最大13ポイント)
(1) 棚田の案内板やのぼり旗等の作成・設置等	1ポイント
(2) 棚田で生産した農産物のブランド化、6次化	
ア 商品パッケージデザイン制作、パッケージ試作	1ポイント
イ 新商品開発	1ポイント
(3) 棚田地域での学習や体験活動に関する費用の支援	2ポイント
(4) 棚田に関連した広報活動、研修会等	
ア 棚田関連商品の販売促進活動、イベントへの出展等	2ポイント
イ 棚田に関連したイベントの開催等	2ポイント
ウ 棚田に関連したチラシ作成、HP制作等	2ポイント
エ 棚田に関連した研修会やセミナーへの参加等	2ポイント
<b>3 事業実施年度に対する加點</b>	(最大5ポイント)
(1) 初年度	5ポイント
(2) 2年目	3ポイント
(3) 3年目以降	0ポイント

(別紙2)

## 勾配の測定について

[中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 別記2より抜粋]

### 1 勾配

- (1) 本交付金の対象基準を判定する勾配については、原則として、団地毎に勾配を測定するための測定単位を設け、平均的な傾斜（以下「主傾斜」という。）により判定するものとする。測定方法は、測定単位内で設定する主傾斜となる法線（以下「測定法線」という。）で行い、勾配を分数表示で算出するとともに、水田以外の地目は度数表示に換算する。
- (2) 地形変化等により団地毎の勾配が1つの法線では測定できない場合等には、団地内に複数の測定単位を設けることができる。

### 2 勾配の測定方法

- (1) 勾配の測定方法は、原則として現地にて実測することとするが、測定作業の簡便化を図る等の観点から、図上により測定を行うことができる。ただし、団地の勾配が、交付金の対象基準からみて、傾斜区分の内外付近の傾斜である場合には、必要に応じて農林水産省測量作業規程（平成9年7月3日付け9構改D第463号構造改善局長通達）に準拠して現地において実測を行う。
- (2) 図上により測定を行う場合（1/2,500程度以上の縮尺による場合）には、測定単位内で測定法線が等高線におおむね直角に交わる方向で測定する。

地形変化等により団地内に複数の測定単位が存在する場合には、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地の主傾斜を算定する。その場合、各測定単位の勾配を分数表示（分母表示の小数第1位まで）した上で加重平均し算出する。

ただし、1団地内において傾斜が何方向に分かれるなど傾斜方向が特定できず、複数の測定単位を設けて加重平均することが困難な場合には、特例的に測定単位界の最高地点と最低地点を結ぶ測定法線が最長距離となるものにより測定することができる。この場合、測定法線が測定単位の大きさを大幅に下回る場合には、測定単位を細分割する。また、明らかに田で1/20（畑で15度）以上であるときは、当該最長距離となるものにより測定することができる。
- (3) 大きな団地で勾配を測定する場合には、測定単位を格子状（メッシュ）に細分割し、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地全体の主傾斜を算出する。
- (4) 団地内に異なる地目が存在する場合には、原則として地目毎に団地を細分割し勾配を測定する。ただし、団地内に異なる地目が混在する場合には、当該団地を一つの測定単位として主傾斜を測定し、地目に関係なく田も畑も同一の勾配を適用することができる。
- (5) 勾配の判定に際しては、分数表示の場合には分母数字の小数第一位を切り上げ、また、度数表示の場合には小数第一位を切り捨てることとする。